

# 企業結合ステップ2に関連するJICPA実務指針等の改正について⑨・持分法実務指針

ながぬま ようすけ  
公認会計士 長沼 洋佑

## 1. はじめに

平成26年2月24日、日本公認会計士協会（JICPA）は、企業会計基準委員会（ASBJ）により平成25年9月に改正された企業結合会計基準及び連結会計基準（企業結合ステップ2）に対応するため、会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」（以下「持分法実務指針」という）など関連する実務指針等の改正を行っている。

本稿では、改正された持分法実務指針について解説する。

- 持分法実務指針改正の背景
- 持分法と連結の会計処理の相違の整理
- 関連会社に対する持分法
  - ▶ 基本的な取扱い
  - ▶ 付随費用
  - ▶ 追加取得の場合
  - ▶ 一部売却の場合
- 非連結子会社に対する持分法
  - ▶ 基本的な取扱い
  - ▶ 取得関連費用・付随費用
  - ▶ 追加取得の場合
  - ▶ 一部売却の場合
  - ▶ 段階取得の場合

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見である。

ることを申し添える。

## 2. 持分法実務指針改正の背景

平成25年9月、ASBJの企業結合会計基準等が改正され、「親会社と子会社の支配関係が継続している場合の子会社株式の追加取得又は一部売却等により生じた親会社の持分変動による差額の会計処理（資本剰余金処理）」、「取得関連費用の会計処理（発生時費用処理）」等が改正されている。

一方、平成25年改正ではASBJによる企業会計基準16号「持分法に関する会計基準」（以下「持分法会計基準」という）の改正は行われていない。

JICPAの持分法実務指針では、非連結子会社に対して持分法を適用する場合には、親会社が子会社を支配しているという事実を鑑み、従来から、関連会社に対する持分法と非連結子会社に対する持分法について、一部異なる会計処理の取扱いを定めていた。

このため、ASBJの『企業会計基準公開草案第49号（企業会計基準第21号の改正案）「企業結合に関する会計基準（案）」及び関連する他の会計基準等の改正案に対するコメント』においても持分法の取扱いについて会計処理の明確化を求めるコメントが寄せられている（図表1：持分法の取扱いに係るコメントの概要と対応（一部抜粋）参照）。

図表1：持分法の取扱いに係るコメントの概要と対応（一部抜粋）

コメントの概要	コメントへの対応
公開草案では持分法における取扱いへの言及がなく、JICPA実務指針の改正に委ねることとされているが、非連結子会社、関連会社の持分法における取扱いを基準レベルで明確化すべきである。	持分法を適用している関連会社については、現行の会計処理から変更を行っていない。 持分法を適用している非連結子会社においては、当該非連結子会社は、連結の範囲から除いても連結財務諸表に与える重要性が乏しいために、持分法を適用していることを踏まえると、関連会社と同様の取扱い、連結子会社と同様の取扱いのいずれも認められると考えられる。
非連結子会社に対して持分法を適用している場合には、持分の追加取得や一部売却が資本取引になるのかどうか明確にすべきである。	なお、この点については、必要に応じて日本公認会計士協会会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」において対応することが考えられる。
連結財務諸表上の持分法における取得関連費用の取扱いについて明らかにすることが適当と考える	

このような背景から、持分法実務指針では、持分法と連結の会計処理の相違を改めて整理するとともに、関連会社と非連結子会社に対する持分法の会計処理の記載を追加している。

平成25年改正企業結合会計基準等により生じた持分法と連結の会計処理の相違は以下の2点である。

- 取得関連費用・付随費用（持分法実務指針2-2項（3））
  - ▶連結：個別財務諸表において株式の取得原価に含まれる付随費用は、連結財務諸表上、取得関連費用として費用処理する。
  - ▶持分法：個別財務諸表において株式の取得原価に含まれる付随費用は、連結財務諸表上、従来どおり投資原価（のれん又は負ののれん）に含まれる。
- 株式の追加取得・一部売却（持分法実務指針2-2項（4））
  - ▶連結：親会社と子会社の支配関係継続の場合、子会社株式の追加取得や一部売却等により生じる親会社の持分変動による差額は資本剰余金として処理される。
  - ▶持分法：持分法適用会社株式の追加取得や

一部売却等については、従来どおり、追加取得額と追加取得持分との差額はのれん又は負ののれん、売却価額と売却持分との差額は売却損益として処理される（個別財務諸表上の売却損益を連結財務諸表上の売却損益となるよう調整する）。

### 3. 持分法と連結の会計処理の相違の整理

#### (1) 一行連結

上記のとおり持分法と連結の会計処理の相違が増加してきているものの、持分法実務指針では、従来どおり、持分法を「一行連結（ワン・ライン・コンソリデーション）」と位置付けている\*1。

#### (2) 持分法と連結の会計処理の相違

持分法実務指針2-2項では、持分法と連結が親会社株主に帰属する当期純利益及び純資産に与える影響は基本的には同一であるものの、主に「時価評価する資産及び負債の範囲」「段階取得・段階的な投資」「取得関連費用・付随費用」「株式の追加取得・一部売却」については与える影響が異なると改めて整理している（図表2：持分法と連結の会計処理の相違参照）。

図表2：持分法と連結の会計処理の相違

	時価評価する資産及び負債の範囲	段階取得・段階的な投資	取得関連費用・付随費用	株式の追加取得・一部売却
連結	全面時価評価法	段階取得の会計処理（先行投資株式に関して時価を基礎として会計処理し、段階取得に係る損益を計上）	個別財務諸表上、株式の取得原価に含まれた付随費用は、連結財務諸表上、取得関連費用として費用処理	支配関係継続の場合、親会社の持分変動による差額を資本剰余金処理
持分法	部分時価評価法（原則法、簡便法）	投資ごとに投資原価を基礎として会計処理（段階取得の会計処理は行われない）	個別財務諸表上、株式の取得原価に含まれた付随費用は、連結財務諸表上、持分法の適用に当たり投資原価（のれん又は負ののれん）に含まれる。	追加取得時の差額はのれん又は負ののれん、一部売却時の差額は売却損益処理
	連結子会社の会計処理に準じた取扱い（全面時価評価法）	連結子会社の会計処理に準じた取扱い（段階取得の会計処理）	連結子会社の会計処理に準じた取扱い（費用処理）又は関連会社と同様の取扱い（のれん又は負ののれん処理）のいずれも認められる。	連結子会社の会計処理に準じた取扱い（資本剰余金処理）又は関連会社と同様の取扱い（のれん・負ののれん又は損益処理）のいずれも認められる。

●上記のうち「取得関連費用・付随費用」「株式の追加取得・一部売却」が、今回の改正で新たに追加された相違点である。

\*1 持分法実務指針2項では、連結は、連結会社の財務諸表を勘定科目ごと合算することによって企業集団の財務諸表を作成するので「完全連結（ライン・パイ・ライン・コンソリデーション又はフル・ライン・コンソリデーション）」といわれ、持分法は、被投資会社の資本及び損益に対する投資会社の持分相当額を、原則として、貸借対照表上は「投資有価証券」の修正、損益計算書上は「持分法による投資損益」によって連結財務諸表に反映することから「一行連結（ワン・ライン・コンソリデーション）」といわれるとされている。

## 4. 関連会社に対する持分法

### (1) 基本的な取扱い

関連会社に対する持分法については、基本的に従来の会計処理から変更されていない。

ただし、下記(2)に記載のとおり、連結子会社から関連会社となった場合の付随費用の取扱いについて、資本連結実務指針に新たな取扱いが定められているため留意されたい。

### (2) 付随費用

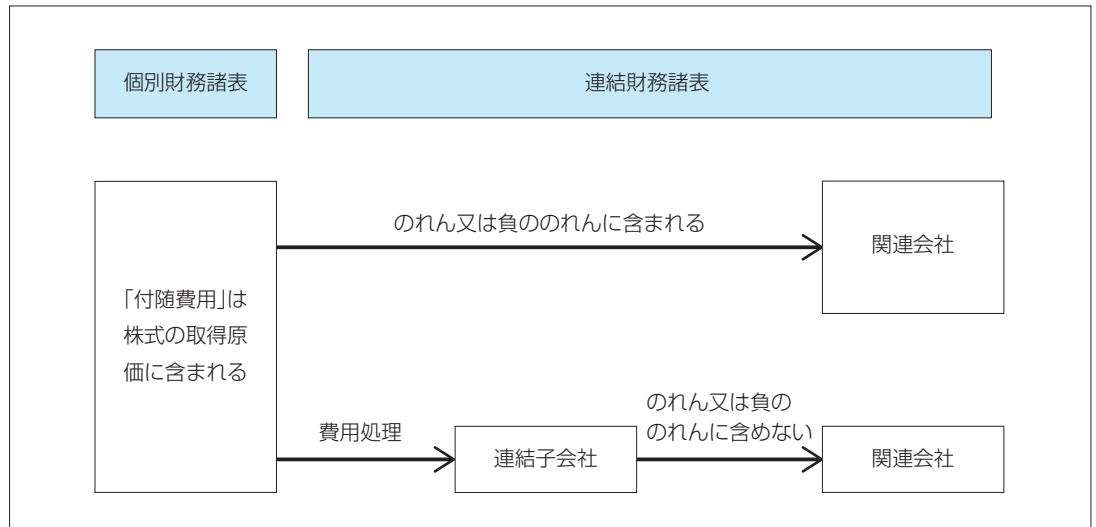
関連会社に対して持分法を適用する場合、個別財務諸表において関連会社株式の取得原価に含まれた付随費用は、連結財務諸表上も投資原価（のれん又は負ののれん）に含まれる。

ただし、連結子会社の支配を喪失して関連会社となり、関連会社に対して持分法を適用する場合には、連結財務諸表上、関連会社株式の投資原価には支配喪失以前に費用処理した支配獲得時の付随費用は含めないこととされ、新たな取扱いが定められている（資本連結実務指針46-2項及び66-7項）。この点、

連結子会社の支配を喪失して関連会社となるケースを取扱った資本連結実務指針「設例5」「設例6」の売却後の投資の修正額の説明においても「持分法による投資評価額（関連会社の資本に対する持分比率に対応する額及びのれんの未償却額）と個別財務諸表上の帳簿価額（付随費用を除く。）の差額として算定した金額」（傍点は筆者）とされている。

このように「当初から関連会社に対して持分法を適用する場合には、付随費用は投資原価に含まれる」ものの、「支配を喪失して連結子会社から関連会社となった会社に対して持分法を適用する場合には、連結財務諸表上、支配獲得時に費用処理された取得付随費用（個別財務諸表上の株式の付随費用）は関連会社株式の投資原価に含めない」こととされており、持分法適用に至るプロセス（当初から関連会社に対して持分法を適用しているか、又は、支配喪失により連結子会社から持分法適用関連会社となったかどうか）によって付随費用の取扱い（関連会社株式の投資原価に含めるかどうか）が異なる点に留意する（図表3：関連会社に対して持分法を適用する場合の付随費用の取扱い参照）。

図表3：関連会社に対して持分法を適用する場合の付随費用の取扱い



### (3) 追加取得の場合

#### ① のれん又は負ののれん

関連会社に対して持分法を適用する場合、関連会社株式の追加取得の際に生じる追加取得額と追加取得持分との差額は、従来どおりのれん又は負ののれんとして処理される。

#### ② 追加取得により生じたのれんの償却期間

平成25年改正企業結合会計基準等では、追加取得に係る親会社の持分変動による差額はのれん又は

負ののれんではなく資本剰余金として処理されることとなったため、取得の会計処理（パーチェス法）においては、複数の取引が1つの企業結合等を構成している場合の取扱い（資本連結実務指針7-3項）等を除き、通常、追加取得持分についてののれんは計上されない。このため、追加取得により生じたのれんの償却期間の取扱いを定めていた資本連結実務指針40項が「追加取得持分に係るのれんの償却」から「共通支配下の取引等により発生したのれんの償却」へと改正されている。

一方、持分法においては追加取得に関する会計処理は、従来どおりであることから、改正前の資本連結実務指針40項を引継ぐ形で持分法実務指針16-2項が新設されている。

具体的には、同一の持分法適用会社について、持分法適用後に株式の追加取得を行うことにより、株式取得日の異なるのれんがある場合には、合理的な根拠なく異なる償却期間を設定してはならないものの、追加取得時に、既取得分の取得時と大きな状況の変化があり、のれんの償却期間を改めて合理的に見積もった結果、追加取得分についてより短い償却期間が設定された場合には、既取得分の残存償却期間は追加取得分の償却期間を上限とするというものである（持分法実務指針16-2項）。

#### (4) 一部売却の場合

##### ① 売却損益処理

関連会社に対して持分法を適用する場合、関連会社株式の一部売却の際に生じる売却価額と売却持分（売却簿価）との差額は、従来どおり売却損益として処理される（個別財務諸表上の売却損益を連結財務諸表上は調整することとなる）。

##### ② 一部売却時ののれんの未償却額

改正連結会計基準においては、親会社と子会社の支配関係を継続したまま子会社株式の一部を売却した場合、支配獲得時に計上したのれんの未償却額については減額しない（資本連結実務指針44項）取扱いに改正されたものの、持分法実務指針において、従来の取扱いに変更はなく、売却前の関連会社株式に内包されているのれんの未償却額のうち売却した関連会社株式に対応する部分については、従来どおり、売却持分（売却簿価）に含めることとなる（持分法実務指針17項）。

## 5. 非連結子会社に対する持分法

### (1) 基本的な取扱い

非連結子会社に対する持分法は、連結の範囲から除いても連結財務諸表に与える影響が乏しいことから適用されているものであるため、「取得関連費用・付随費用」「株式の追加取得・一部売却」の会計処

理（持分法実務指針2-2項（3）（4）は、「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」又は「関連会社と同様の取扱い」のいずれも認められている（持分法実務指針3-2項）。

なお、子会社については連結範囲に含めることが原則的な取扱いであり、子会社を連結せずに持分法を適用すること自体が例外的な取扱いであるため、子会社に持分法を適用する場合には、連結範囲の妥当性について慎重な検討・判断が必要である。

### (2) 取得関連費用・付随費用

非連結子会社に対して持分法を適用する場合、取得関連費用又は付随費用については、以下のいずれもが認められる。

- 連結子会社の会計処理に準じた取扱い：費用処理
- 関連会社と同様の取扱い：のれん又は負ののれん処理

### (3) 追加取得の場合

持分法適用非連結子会社株式を追加取得したことにより生じた親会社の持分変動による差額の会計処理については、以下のいずれもが認められる。

- 連結子会社の会計処理に準じた取扱い：追加取得により生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金処理
- 関連会社と同様の取扱い：のれん又は負ののれん処理

なお、連結子会社の会計処理に準じた取扱い（追加取得により生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金処理）を行う場合には、当該部分は資本剰余金を発生源とする一時差異に該当するため、連結税効果実務指針40項～40-4項に定める税効果会計の適用に留意する。

持分法適用非連結子会社株式を追加取得した場合の会計処理イメージは「設例1：非連結子会社株式を追加取得した場合の会計処理イメージ」のようになると考えられる。

設例1：非連結子会社株式を追加取得した場合の会計処理イメージ

【前提】

- P社（親会社）は持分比率60%を有するS社（持分法適用非連結子会社）の株式20%を1,000で追加取得した（80%子会社化）。
- 追加取得時のS社の純資産は4,000（追加取得持分20%に相当する額は800）。
- 付随費用（支払手数料等）50。
- S社は重要性が乏しいため持分法適用非連結子会社とされている。

【個別財務諸表上の会計処理】

① 個別財務諸表

(借) S社株式	1,050	(貸) 現金 (S社株式の対価)	1,000
		現金 (付随費用)	50

【P社の連結財務諸表作成における連結修正仕訳】

① 関連会社と同様の取扱いによる場合

仕訳なし
------

※：「関連会社と同様の取扱い」による場合、持分法の会計処理において、のれん250（＝S社株式の対価1,000＋付随費用50－追加取得持分800）が発生しているものの、S社株式の投資原価1,050に内包されているため、持分法上の仕訳は行われない。

② 連結子会社の会計処理に準じた取扱いによる場合

(借) 資本剰余金－追加取得差額(※1)	200	(貸) S社株式	250
費用(※2)	50		

※1：資本剰余金－追加取得差額200。追加取得額（付随費用を除く）1,000と追加取得持分800との差額。「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合には、追加取得により生じた親会社の持分変動による差額は資本剰余金として処理される。

※2：費用50。「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合には、付随費用50はのれんに含まれず費用処理される。

【「関係会社と同様の取扱い」と「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」との比較】

個別財務諸表	連結財務諸表	
個別上の簿価	関連会社と同様の取扱い	連結子会社の会計処理に準じた取扱い
付随費用50	のれん250	付随費用△50
S社株式の対価 1,000	追加取得持分 800	資本剰余金△200
		追加取得持分 800

※：非連結子会社に対して持分法を適用するにあたり「関連会社と同様の取扱い」による場合、追加取得額（付随費用含む）1,050と追加取得持分800との差額は「のれん250（付随費用50含む）」として処理される。一方、「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合には「付随費用50」は費用処理され、追加取得額（付随費用除く）1,000と追加取得持分800との差額は「資本剰余金200（借方）」として処理される。



#### (4) 一部売却の場合

親会社と子会社の支配関係を継続したまま持分法適用非連結子会社株式を一部売却したことにより生じた親会社の持分変動による差額の会計処理については、以下のいずれかが認められる。

- 連結子会社の会計処理に準じた取扱い：一部売却により生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金処理
- 関連会社と同様の取扱い：売却損益処理

なお、連結子会社の会計処理に準じた取扱い(一

部売却により生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金処理)を行う場合には、連結財務諸表上、当該資本剰余金は一部売却により生じたものであるため、連結税効果実務指針39項に定められている資本剰余金から控除される「法人税等相当額(関連する法人税等)」の会計処理に留意する。

持分法適用非連結子会社株式を一部売却した場合の会計処理イメージは「設例2：非連結子会社株式を一部売却した場合の会計処理イメージ」のようになると考えられる。

#### 設例2：非連結子会社株式を一部売却した場合の会計処理イメージ

##### 【前提】

- 親会社P社はS社を1,000で買収し100%子会社化。支配獲得時のS社の時価純資産は800であり、のれん200が認識された。
- 親会社P社は子会社S社の株式20%を300で売却する。
- 単純化のため、S社の純資産の変動はなく、のれん償却も行わないこととする。
- 簡便化のため税効果会計及び法人税等相当額(関連する法人税等)の会計処理を省略する。
- S社は重要性が乏しいため持分法適用非連結子会社とされている。

##### 【個別財務諸表上の会計処理】

##### (1) P社の個別財務諸表上の会計処理

(借) 現金	300	(貸) S社株式	200
		S社株式売却益	100

##### (2) P社の連結修正仕訳

##### ① 関連会社と同様の取扱いによる場合

仕訳なし
------

※：本設例では、連結財務諸表上の売却価額300－連結財務諸表上の売却持分(売却簿価)200(=1,000×20%)=100のため、結果的に持分法適用による売却損益の調整に関する仕訳はない。「関連会社と同様の取扱い」による場合、連結財務諸表上の売却持分(売却簿価)200には、従来と同様、のれんの未償却額(40=200×20%)が含まれる。

##### ② 連結子会社の会計処理に準じた取扱いによる場合

(借) S社株式売却益(※1)	100	(貸) 資本剰余金—一部売却差額(※3)	140
S社株式(※2)	40		

※1：S社株式売却益100。「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合、支配継続の場合の一部売却により生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金に振替える。

※2：S社株式40。「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合、支配継続の場合の一部売却時ののれんの取崩しは行わないと考えられる(資本連結実務指針44項)。個別財務諸表上のS社株式の売却簿価に含まれているのれんの未償却額40(=のれん未償却額200×20%)を連結財務諸表上は修正する。

※3：資本剰余金—一部売却差額140=売却価額300－連結財務諸表上の売却持分(売却簿価)160(=個別財務諸表上の売却簿価200－のれん未償却額40)

【個別財務諸表上の処理、連結財務諸表上の処理、売却価額との関係】

売却価額	個別財務諸表	連結財務諸表	
	個別上の処理	関連会社と同様の取扱い	連結子会社の会計処理に準じた取扱い
売却価額 300	S社株式売却益 100 個別上の売却簿価 200	S社株式売却益 100 連結上の売却簿価 200	親会社の持分変動による差額 (資本剰余金—一部売却差額) 140 連結上の売却簿価 160

※1：「関連会社と同様の取扱い」による場合、売却価額300と連結上の売却簿価200との差額は「S社株式売却益100」として処理される。一方、「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合、売却価額300と連結上の売却簿価160との差額は「資本剰余金—一部売却差額140」として処理される。

※2：「関連会社と同様の取扱い」による場合の「連結上の売却簿価200」と「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」による場合の「連結上の売却簿価160」の差は、「一部売却時に取崩されなかったのれん未償却額40（=のれん未償却額200×20%）」によるものである。

【「関連会社と同様の取扱い」と「連結子会社の会計処理に準じた取扱い」との比較（一部売却に対応するのれんの未償却額の取扱い）】

個別上の処理		連結上の処理	
80% 残存簿価 800	△20% 売却簿価 △200	のれん未償却額 (残存持分割合相当80%) 160	一部売却に対応する のれんの未償却額(20%) 40
		純資産 (残存持分割合相当80%) 640	△20% 売却簿価 △160

「関連会社と同様の取扱いによる場合」と「連結子会社の会計処理に準じた取扱いによる場合」の取扱い

※1：「関連会社と同様の取扱いによる場合」、従来どおり、一部売却に対応するのれんの未償却額40は売却原価に含まれる。このため、連結上の売却簿価は200（=160+40）となる。

※2：「連結子会社の会計処理に準じた取扱いによる場合」、親会社と子会社の支配関係継続の場合には、一部売却に対応するのれんの未償却額40について取崩されず、売却原価に含まれないものと考えられる。このため、連結上の売却簿価は160となる。

## (5) 段階取得の場合

今回の持分法実務指針の改正において「設例8 持分法適用関連会社が非連結子会社になった場合」は削除されている。一方、持分法実務指針2-2項(2)、3-2項が新設され段階取得の取扱いが記載されている。このため、改正前の設例8のようなケースでは、引き続き「段階取得の会計処理」を行うも

のと考えられる。

なお、関連会社の支配を獲得して子会社とした場合には、(持分法の適用ではなく)連結範囲に含めることが原則的な取扱いであることに留意する。

以上

## トーマツ メールマガジンのご案内

トーマツグループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジやニュースをWebサイトに掲載するとともに、その更新情報を中心に「トーマツメールマガジン」として無料で配信しています。www.deloitte.com/jp/email-magazinesにアクセスし、トーマツ メールマガジンにご登録くださいますようお願い申し上げます。

### トーマツ総合メールマガジン

監査・ファイナンシャル アドバイザリー・コンサルティング・税務の4つの分野のサービスに関連する内容を中心に、それぞれの分野の最新情報やセミナー情報などを配信しています。(毎月発行)

### トーマツIFRSメールマガジン

IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)の最新動向、解説記事を定期的に配信しています。また、特に重要なIFRS関連情報が発表されたときには、即時に、当該情報やその解説記事を配信しています。(概ね毎週発行)

### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーメールマガジン

M&Aの実務の観点より、新聞や経済誌等とは異なる視点で、財務・会計・経営戦略・業界動向などの話題を中心に、タイムリーかつ実務に即して充実した情報を提供しています。M&Aに関する身近な情報ソースとしてご活用ください。(毎月発行)

### コンシューマービジネスメールマガジン

消費財、小売などのコンシューマービジネス業界におけるトピックスを配信します。アジアをはじめとする新興国の市場動向、海外駐在員による現地レポート、業界特有の会計情報、農業ビジネスの動向、アジアの経済動向などを提供します。(原則、毎月発行)

### テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン - Discover -

テクノロジー・メディア・通信領域に関する業界動向レポートや関連するサービス紹介、セミナー開催に関する情報を定期的にお届けいたします。是非ご活用ください。(原則、隔月発行)

### ライフサイエンス ニュースレター

ライフサイエンス業界における最新トピックを配信します。業界専門コンサルタントが、製薬・医療機器企業が直面する課題や、押さえるべきトレンドなどについて解説します。(原則、隔月発行)

### トーマツ チャイナニュース

中国ビジネスを展開している日本企業及び在中国の日系企業向けのニュースレターです。会計税務の専門的な立場より中国の会計税務投資情報についてタイムリーにわかりやすい解説を配信しています。(毎月発行)

### ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative

組織・人事に関する国内外の最新動向、解説記事やセミナー情報を、ヒューマンキャピタル(HC)グローバル発行の内容も交えて配信します。企業の「人」「組織」にまつわる課題解決に向けて、是非ご活用ください。(毎月発行)

### 企業戦略・事業戦略 メールマガジン Next-

現役コンサルタントが、日本経済再生に向けた政策提案、成長企業が取り組むべきアジェンダに関する解説を、キーマンへのインタビューを織り交ぜながら、メールマガジン方式で展開しています。(原則、毎月発行)

■お問合せ先 トーマツ メールマガジン事務局 info\_magazine\_jp@tohmatu.co.jp